

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「健康と環境」をテーマに、品質の優れた生活関連用品を企画開発し、消費者の皆様にお届けすることを通じ、快適で夢のあるライフスタイルと社会生活の実現に貢献することを経営のビジョンとしています。
また会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、取引先、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献してまいります。これを実践するために、すべての企業活動において企業倫理を確立し、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三栄コーポレーション取引先持株会	119,052	4.66
株式会社三菱東京UFJ銀行	114,230	4.47
東銀リース株式会社	111,500	4.37
SMBCフレンド証券株式会社	75,200	2.95
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	70,240	2.75
水谷裕之	67,247	2.63
株式会社三井住友銀行	63,000	2.47
三栄グループ従業員持株会	57,094	2.24
綜通株式会社	49,600	1.94
株式会社ユニマットライフ	47,000	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

当社は、2015年3月31日現在自己株式を203,052株所有しております。前記「2.資本構成」につきましては、自己株式を除いた同日時点の状況を記載しております。なお、「2.資本構成」の「割合」は自己株式を含めて算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

＜支配株主との取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針＞

当社は、支配株主との取引条件の決定に際しては、他の取引先と同じように市場価格等を勘案して合理的に決定し、特別な取引条件といたしません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、優成監査法人に委嘱しております。監査役は、会計監査人より監査計画の報告を受け、会計監査人の往査に立会い、監査報告を受けるほか、経営者に対する監査講評会に立ち会っております。また、経営上あるいは監査上の重要事項が発生する都度、対応策等について会計監査人と適宜協議する等、連携を図り監査の実効性があがるように努めております。

当社は内部監査部門として、代表取締役社長直属の機関である内部監査室を設けており、内部統制規定および内部監査規定に従って、当社および関係会社の監査を行っております。監査の結果については、都度社長および監査役に報告しております。監査役は、内部監査室より監査計画および監査結果の報告を受けるほか、随時、内部監査室との情報交換、意見交換を実施することで、相互の連携強化を図っております。なお、内部監査規定により、監査役または監査役会から、監査役職務の補助の依頼を受けたときは、監査役職務の補助を行うこととなっています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本剛嗣	弁護士													
加賀谷達之助	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本剛嗣	○	国家公安委員会委員、 日本税理士会連合会外部監事、 学校法人高千穂学園理事	山本氏は弁護士資格を有されております。 現在は国家公安委員会委員に就任され、 最高裁判所司法研修所民事弁護教官、日 本弁護士連合会副会長、東京弁護士会会 長等の要職を歴任されるなど、法律に関す る専門的な知識および経験をもとに、当社 事業全般に対して指導・助言いただくこと で、当社の適正な事業運営に寄与していた だけと判断し、選任いたしました。 (独立役員指定理由) 山本氏は、当社との関係において、一般株 主と利益相反の生じる恐れがある特別な利 害関係はなく、また、弁護士としての識見 に基づき、客観的・中立的な立場から社外 監査役として活動いただいていることから、 当社としては独立役員として適任である との判断の下、指定しました。
加賀谷達之助	○	——	加賀谷氏は公認会計士資格を有されてお ります。財務および会計に関する専門的な 知識および経験をもとに、当社事業全般に 対して指導・助言いただくことで、当社の適 正な事業運営に寄与していただけると判断 し、選任いたしました。 (独立役員指定理由) 加賀谷氏は、当社との関係において、一般 株主と利益相反の生じる恐れがある特別な 利害関係はなく、また、公認会計士として の識見に基づき、客観的・中立的な立場か ら社外監査役として活動いただいているこ とから、当社としては独立役員として適任で あるとの判断の下、指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、退職慰労金制度に代えて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役と同様に、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の執行役員および参与に対し、退職金制度に代えて株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)に係る当社取締役および監査役に対する報酬等の総額は次の通りです。

取締役 支給人員7名 支給額102百万円

監査役(社外監査役も含む) 支給人員3名 支給額 22百万円

・取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。

・支給額には以下のものが含まれております。

役員賞与 取締役7名 18百万円

監査役 1名 2百万円

ストックオプションによる報酬額 取締役 7名 14百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は「監査役会規則」および「監査役監査基準」にもとづき原則として毎月開催する監査役会や取締役会等重要な会議等に出席し、積極的に質問および意見を述べております。また、常勤監査役と緊密な連携を取り、監査に必要な情報を入手できるよう監査環境を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

□現状の体制の概要

○ 取締役会

経営方針や経営戦略の決定と取締役の業務執行の監督機関として、7名(提出日現在)の取締役(社外取締役なし)により、原則毎月1回開催されるほか必要に応じて適宜開催しております。なお、取締役については、当社定款において員数10名以内と定めております。

○ 監査役会

3名(提出日現在)の監査役(うち2名は社外監査役)は、取締役会その他重要な会議へ出席することを含め取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役については、当社定款において員数4名以内と定めております。

○ エグゼクティブコミッティ(EC)

業務上の重要案件の決定機関たる経営会議として設置しており、メンバーは社長、役付取締役、社長室長、管理本部長、営業本部長、関連事業本部長および社長より指名を受けた取締役によって構成されております。また、監査役も出席し、意見を述べる事ができます。

○ コンプライアンス委員会

法令、定款その他社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その周知徹底と遵守の推進を図るための常設委員会であり、代表取締役社長(委員長)、取締役、コンプライアンス担当役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー/CCO)によって構成されております。

○ リスクマネジメント委員会

当社をとりまくリスクを適切に認識し管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しており、代表取締役社長(委員長)、取締役、本部長や副本長など社長が指名した者によって構成されております。
また、あらゆるリスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合において、当該危機に対応した損害軽減、損害防止、応急対策、復旧・復興に必要な施策を実施するため、委員会の下部組織として危機対策本部を設置し、代表取締役社長(対策本部長)、営業本部長、管理本部長、関連事業本部長、社長室長、副本長、本部長補佐、統括、総務部長、対策本部長が指名する者によって構成されております。

○ 内部統制委員会

当社グループの業務執行が適切かつ健全に行われるため、実効性のある内部統制システムの構築および継続的な整備・運用に係る実務面の管理を目的として内部統制委員会を設置しており、管理本部長(委員長)、財務部長、総務部長、情報システム部長、内部監査室長および営業本部、関連事業本部などから委員長が指名した者によって構成されております。

○ 内部監査

内部監査につきましては、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の一つであるモニタリングの一環として、内部監査室が内部監査規定に従い内部統制の整備および運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促す職務を担っております。

○ 外部監査

外部監査につきましては、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく内部統制監査を受けております。

その他、法務上の適切なアドバイスを受けるために弁護士と顧問契約を締結、税務上のアドバイスを受けるために税理士と顧問契約を締結、労務関連につきましては社会保険労務士と顧問契約を締結し、必要に応じたアドバイスを受けております。

□独立役員の確保の状況

当社では3名の監査役のうち、2名の社外監査役を、監査役会の同意の下、独立役員として指定し、ジャスダックに届出を行っております。両独立役員共に、当社との関係において、一般株主と利益相反の恐れがある事項には一切該当なく、それぞれ弁護士、公認会計士としての識見に基づき、客観的・中立的な立場から社外監査役として活動していただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役3名のうち2名が社外監査役で構成されており、それぞれ、弁護士、公認会計士という専門的かつ独立した立場から、監査役として活動していただいております。従いまして、現状、当社においては、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保された合理的なガバナンス体制にあると判断しており、社外取締役の選任は行っておりません。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使環境の改善を目的として招集通知の早期発送に努めております。
その他	当社公式サイトに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社公式サイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回決算説明会を行う他、投資家からの要請にもとづき個別にIRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社公式サイトにて決算説明会の資料、決算短信、有価証券報告書、ビジネスレポートをはじめとする開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室をIR担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスを経営の基本とすると明記したコンプライアンス規定を定めており、「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」に沿って活動し、誠実な企業として社会から信頼と支持を得ることを「コンプライアンス宣言」として公開しております。この「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」において、ステークホルダーの立場の尊重に係る事項を掲げております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」に基づき、株主はもとより、広く社会に対し、公正かつ透明性の高い企業情報を適時・適切に開示することとしております。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社では、女性を含む多様な人材が競争力の源泉と考えており、採用、配置、昇進などあらゆるステージにおいて、本人の能力・意欲・実際の行動、具体的な成果などに応じた評価を行って、男女にかかわらず、本人の実力・努力次第で、経営層への登用の可能性があります。なお、現在、当社における女性の最高職位は参与(執行役員に次ぐ役員待遇の従業員)となっています。 また、女性が代表取締役社長となっている連結子会社もあります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社およびその子会社等の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会が企業統治を一層強化する観点から、代表取締役が、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、実効性のある内部統制システムの体制整備に必要とされる基本方針を定めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、その目的を達成するためコンプライアンス規定を制定、同規定に基づきコンプライアンス委員会を設置するとともに、取締役および使用人が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定め、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行うこととしている。

取締役および使用人は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて直接代表取締役等に報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ確かな対処ができる体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。
各取締役または各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。
当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。
リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程、協議事項規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度計画に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。
当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社の企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、関連事業本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。
同調査および監査の結果により子会社等に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査役会および担当部署へ報告される体制を構築する。
当社と子会社等との間の不適切な取引または会計処理を防ぐため、前項の機関は、子会社等の内部監査を担当する部門と十分な情報交換を行う。
子会社は、協議事項規程に基づき、子会社の重要な経営事項の決定については、当社の事前承認を得る体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、必要あるときは、これら使用人に監査役の職務を補助させる。内部監査室の専従者の異動は、監査役会の事前の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る。
取締役会は、業務の適正を確保するうえで、重要な業務執行に係る会議への監査役の出席を確保する。また、監査役は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは毅然として対決します。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方を「三栄コーポレーショングループ企業行動方針」に定めており、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察、また「社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会」

等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<1>内部通報制度

使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築しております。

<2>適時開示体制

当社は、ディスクロージャー規程において、会社情報の適時開示に係る社内体制を次のように規定し、運用しております。

(1)情報開示体制

会社情報が適時開示情報に該当するか否かの判定をするため、総務部長を一次判断者、財務部長を二次判断者とし、さらに最終的に判定する者として、管理本部長を情報開示担当役員としています。適時開示情報となりうる会社情報を有する部門／グループ各社は、所定の様式により、速やかに当該会社情報を情報開示事務局（総務部）に報告し、上記の判定ルートに乗せることで、機動的かつ適時適切な開示を行う仕組みとしております。この他に、開示資料を作成する部門を資料作成部門、実際の開示手続きを行う部門を開示手続部門として規定しています。

(2)発生事実に関する情報

各部門／グループ各社で発生事実に関連する可能性のある事実を把握した場合は、速やかに当該事実につき所定の様式で情報開示事務局に報告することとしています。報告を受けた情報開示事務局は、当該事実を速やかに上記の判定ルートに判定を求め、適時開示情報に該当すると判定された場合には、適時開示手続部門により、速やかに開示手続きがとられます。

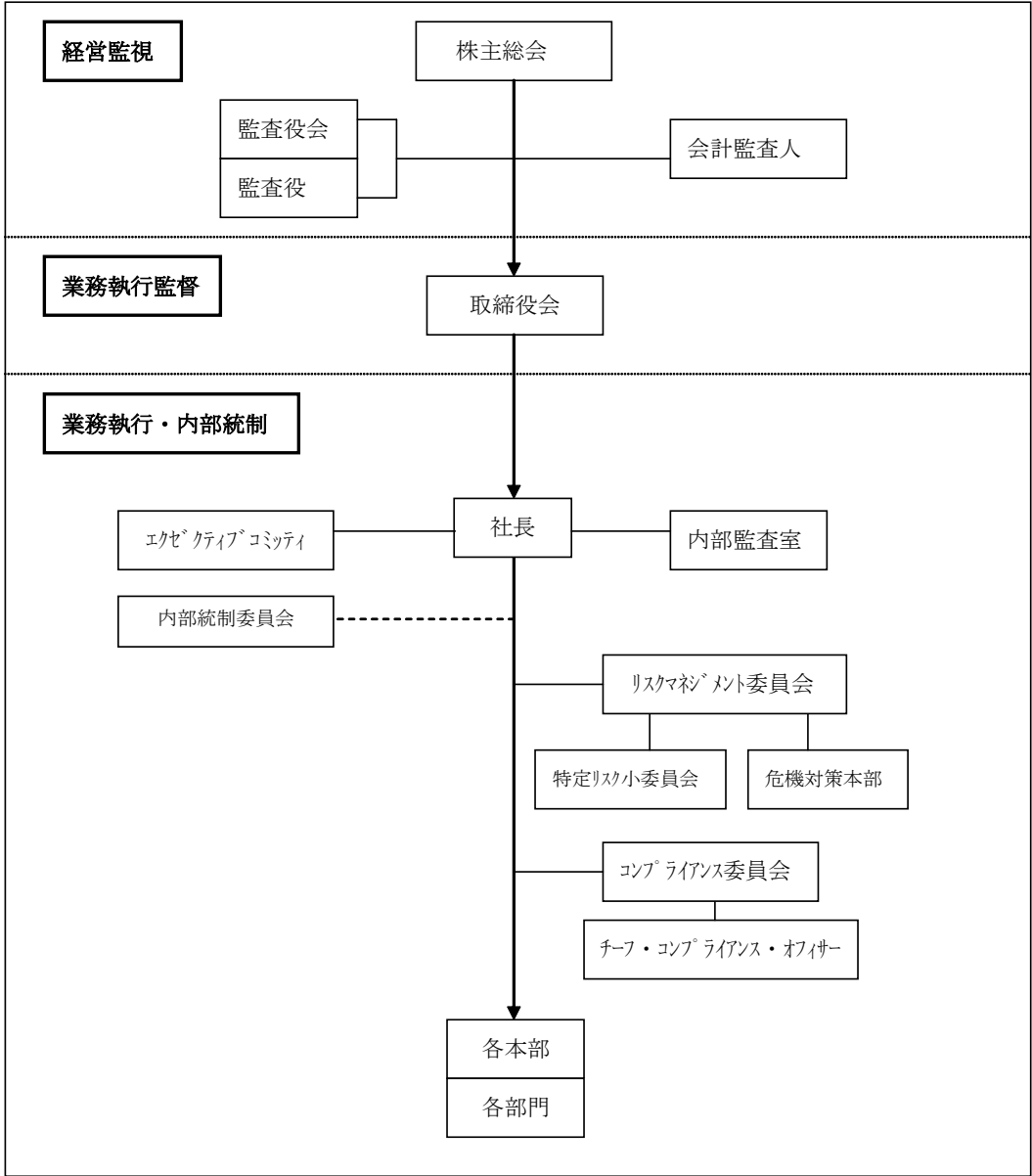
(3)決定事実に関する情報

各部門／グループ各社で決定事実に関連する可能性のある事実を起案した場合は、速やかに当該事実につき所定の様式で情報開示事務局に報告することとしています。報告を受けた情報開示事務局は、当該事実を速やかに上記の判定ルートに判定を求め、適時開示情報に該当すると判定された場合には、取締役会等の機関決定後、適時開示手続部門により、速やかに開示手続きがとられます。

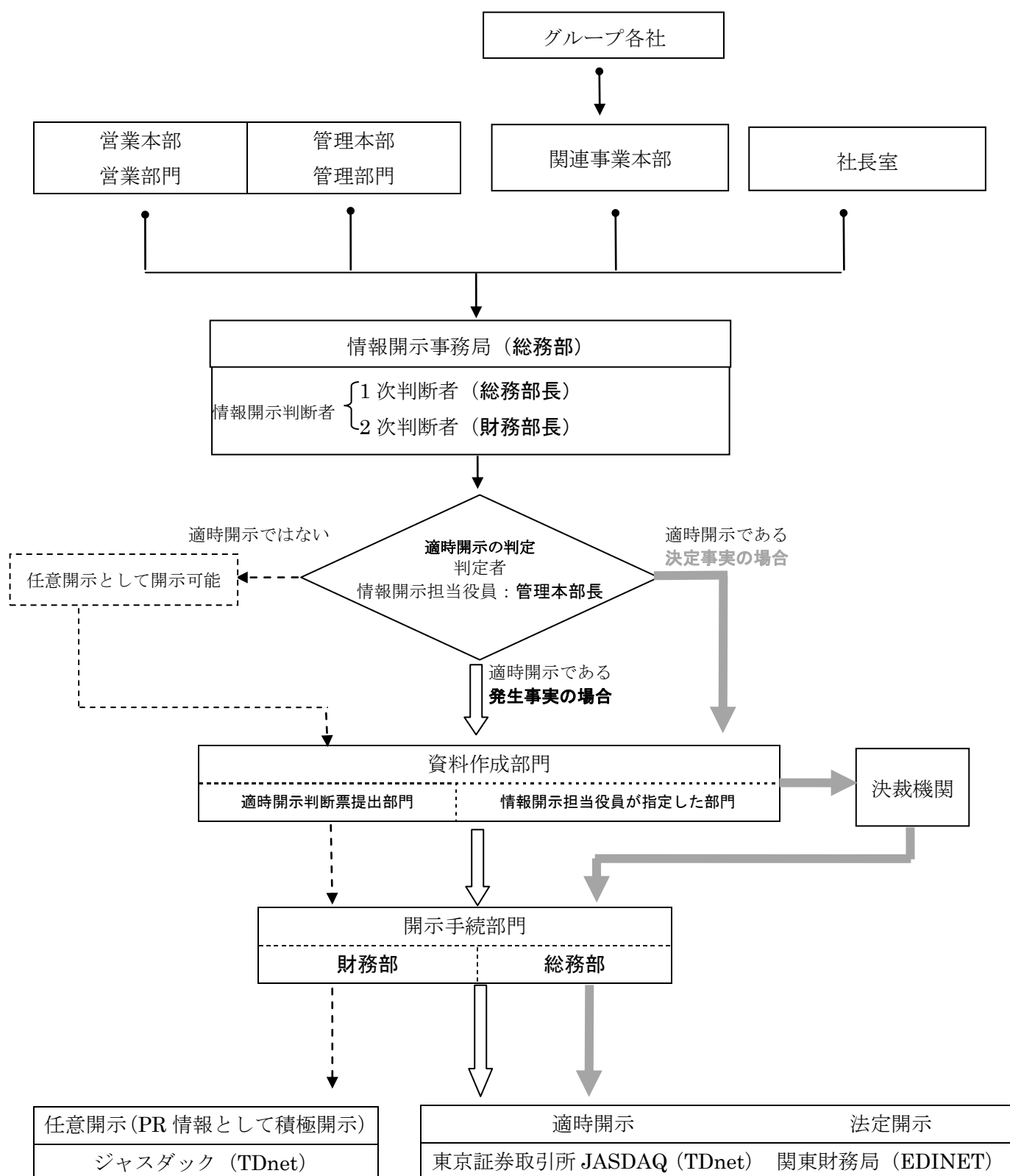
(4)決算に関する情報

決算に関する情報は、財務部が資料を作成し、財務部担当役員の確認の後、機関決定を経て、速やかに開示手続きがとられます。業績予想については、財務部において、決算の確定過程において、その修正に係る開示の要否を検証し、業績予想の修正開示が必要となった場合には、財務部担当役員の確認の後、機関決定を経て、速やかに開示手続きがとられます。

<内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制の概要（模式図）>



以 上